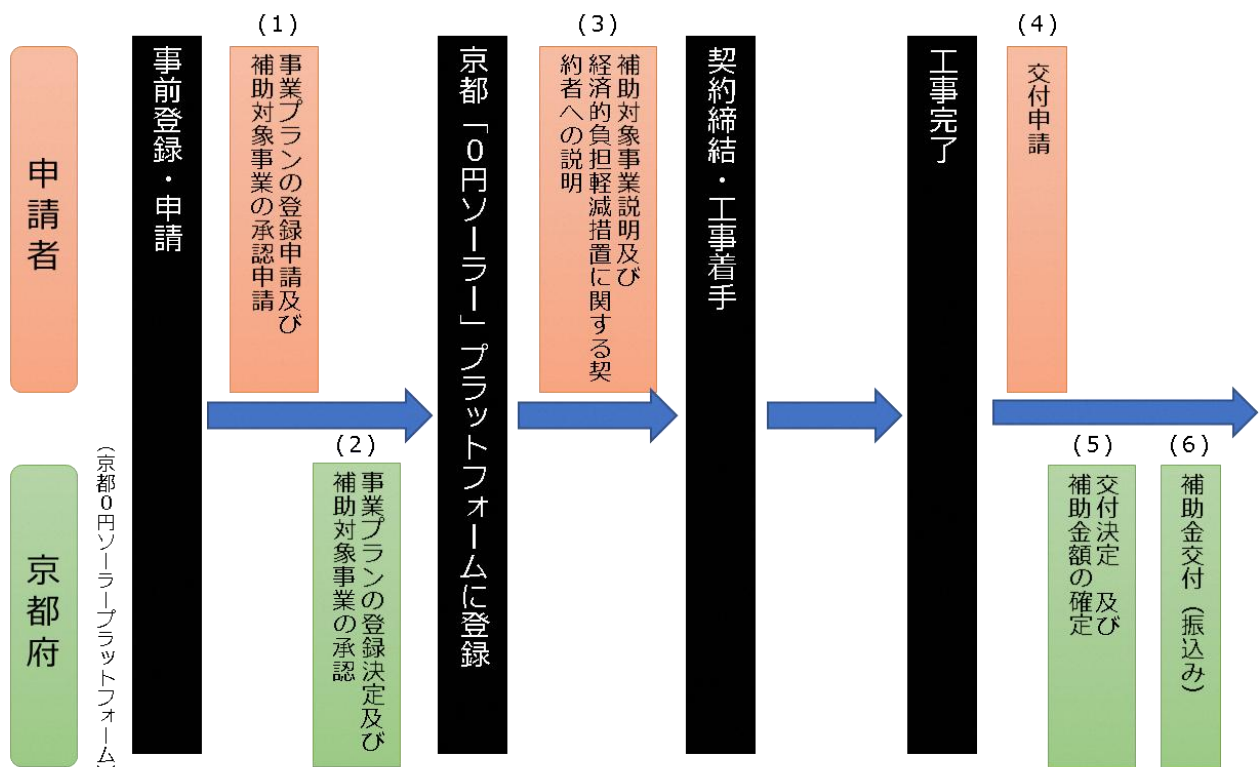


令和8年度補助金対象事業登録から交付までの流れ

要綱：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要綱

要領：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要領

■事務フロー



(1) 京都0円ソーラープラットフォームへの事業プランの登録申請及び補助対象事業の承認申請

○本補助金を活用するには、府民に提供する事業が「京都「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に基づく登録を受けているとともに、同プランが要綱に規定する補助対象要件を満たしていることについて京都府知事から承認を受けることが必要です。

<事業プランの登録申請>

- ・補助金申請を予定する事業プランの登録について、京都0円ソーラープラットフォーム窓口（※1）へ申請してください。

※1 【京都0円ソーラープラットフォーム窓口】

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 企画総務室（委託事業受託事業者）

Tel. 075-647-3535 FAX. 075-641-2971

<https://kyoto-pv-platform.jp/registration/>

＜補助対象事業プランの承認申請＞

- ・事業プランが補助対象要件の各項目に該当することを記載した承認申請書を作成し（要領別記第1号様式）、必要書類を添付の上、京都0円ソーラープラットフォーム窓口に電子データを提出してください。

要領別記第1号様式：京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金に係る補助対象事業承認申請書兼誓約書

＜添付書類＞

- (1) 法人にあっては定款及び登記事項証明書（発行日から1年以内のもの）、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（いずれも写しでも可）
- (2) 法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の写し（直前の事業年度のもの）
- (3) 府税を滞納していないことが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 府税納税証明書（発行日から1年以内のもの）（写しでも可）
 - イ 京都府が府税滞納の有無を確認することについての同意書*
 - ウ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し（有効期間内のもの）
- (4) 消費税及び地方消費税納税証明書（写しでも可）
- (5) 申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- (6) その他知事が必要と認める資料

※同意書受理後、京都府が府税滞納有無について確認するには、数日要します。

- ・本補助対象事業プランに基づき契約し、住宅用太陽光発電システムの設置を行う工事は、令和9年3月10日までに完了する必要があります。
- ・なお、知事の承認日以降の契約が対象となります。
- ・本補助対象事業に基づき契約し、住宅用太陽光発電システムの設置を行ったものの、当該事業が補助対象要件を満たさなかった場合には、当該事業に対して、事業者の責務において本補助対象事業に定めた契約者への経済的負担軽減措置を履行していただく必要があります。このため、承認申請にあたり、この旨を誓約していただきます。

様式は以下のURLダウンロード可能です。

京都0円ソーラープラットフォーム HP：<https://kyoto-pv-platform.jp/registration/>

(2) 事業プランの登録決定及び補助対象事業の承認

- 申請書類について審査の上、申請した事業プランについて京都0円ソーラープラットフォームへの登録決定及び補助対象事業であることの承認について通知します。
- 承認通知書には、補助金交付申請時に必要となる「登録番号」（事業者が付与される番号）及び「登録事業番号」（事業プランに付与される番号）が記載されています。

(3) 補助対象事業の説明及び経済的負担軽減措置に関する契約者からの承諾

○補助対象事業について住宅の所有者（契約者）と契約を交わすに当たり、補助対象事業の内容を説明してください。特に、経済的負担軽減措置の内容については、同措置がある場合とない場合との費用負担の比較資料等（任意様式）を用いて、契約者に分かりやすく説明してください。（比較資料は、交付申請時に添付する必要があります。）

○契約者に説明を行った経済的負担軽減措置等の内容について、契約者から承諾を得たことを証明する書面（要領別記第5号様式）を作成し、交付申請時に提出してください。なお、同書面には、契約者の書面・押印（契約書の押印と同一であること）が必要です。

要領別記第5号様式：経済的負担軽減措置内容説明書

○なお、要領別記第5号様式では月々のリース料金額の根拠までの記載欄は無いため、リース契約の場合についても、個々の契約（実際に設置する住宅の条件）に応じて経済的負担軽減措置がある場合とない場合との費用負担の比較資料等（任意様式）を用いて契約者に説明してください。

○個人情報を含む本契約に係る情報を京都府に提供することを住宅の所有者（契約者）に説明してください。

(4) 事業プランの変更

○事業プランの承認申請書（要領別記第1号様式）に記載した設置工事予定事業者の変更がある場合は、変更届出書（要領別記第3号様式）を窓口に電子データで提出してください。

○その他、事業プランの内容等に変更がある場合は、窓口まで連絡してください。

(5) 交付申請

○補助対象事業に係る契約を締結し、住宅用太陽光発電システムの施工が完了した後、以下の書面と併せて交付申請書を提出してください（必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。）。

○補助対象事業の交付申請は、補助対象事業に係る契約1件ごとに申請が必要です。ただし、複数の契約を一括して申請することも可能です。

<提出書面>

①交付申請書及び別紙（要領別記第4号様式）

②契約書の写し

③設置完了写真（設置されたことが分かる写真（設備の全景）。型番等は不要です。）

④経済的負担軽減措置内容説明書（要領別記第5号様式）

- ⑤経済的負担軽減措置がある場合とない場合との費用負担の比較資料等（任意様式）
 - ⑥口座振込申出書及び振込を希望する口座（口座名義、口座番号等）が確認できる資料（通帳の写し等）
- ※必要に応じて、その他の資料を追加で求める場合があります。

【交付申請書受付期間】

※後日お知らせします。

【提出先】

〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 企画総務室（委託事業受託事業者）
Tel. 075-647-3535 FAX. 075-641-2971

○書面にて提出すること。（郵送又は持参）

- ・ 封筒には、「京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付申請書 在中」と記載すること。
- ・ 提出前に不足書類がないか確認し、上記〈提出書面〉の①から⑥の順に並べること。

○郵送の場合は、郵送した旨をメールにて連絡すること。

なお、書類の確認等のために連絡することがあるため、メールには本件の担当者連絡先を記載すること。

メールアドレス：info@kyoto-pv-platform.jp

（公益財団法人京都市環境保全活動推進協会）

（cc に京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 datsutanso@pref.kyoto.lg.jp を入れてください。）

⑥ 交付決定及び補助金額の確定

○(5)の交付申請内容について審査の結果、交付が決定した補助金申請者に補助金額の確定と合わせて通知します。

○なお、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものと見なします。

⑦ 補助金交付（振込み）

○「補助金の額の確定通知書」の発行後、概ね1ヶ月程度で口座振込申出書に記載された金融機関に補助金を振込みます。